



参考

[根拠法令]

(墓地、埋葬等に関する法律)

第 10 条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

(大津市墓地等の經營の許可等に関する条例)

第 5 条 墓地等を經營しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 4 条第 2 項に規定する宗教法人(市内に事務所を有するものに限る。)

(3) 墓地等の經營を目的に設立された公益社団法人又は公益財団法人(市内に事務所を有するものに限る。)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害の発生又は公共事業の実施により墓地等を移転して經營しようとする場合その他公益上やむをえないと認められる場合において、当該許可申請をした者による当該墓地等の經營が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可をすることができる。

(1) 市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われること。

(2) 永続性及び公益性を有すること。

(3) 営利を目的としないこと。

第 6 条 墓地等の敷地は、当該墓地等を經營しようとする者が自ら所有する土地でなければならない。

2 墓地等の敷地は、所有権以外の権利が設定されていないものでなければならない。ただし、空間又は地下を使用する権利で、当該敷地の墓地としての通常の用法による使用を妨げないものについては、この限りでない。

第 7 条 墓地等を設置する場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、当該墓地等を設置する場所が市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市

長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 学校その他規則で定める公共施設及び住宅の敷地から規則で定める距離以上離れていること。
- (2) 別に定める道路に接していないこと。

第8条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の形状その他特別の事由がある場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 隣接地との境界の内側に障壁、密植した垣根等が設けられ、隣接地との境界が明確にされていること。
  - (2) 墓地面積に対する墓所(墳墓を設けるために仕切られた一の区画の土地をいう。以下同じ。)の総面積の割合は、2分の1(10ヘクタールを超える墓地にあっては、3分の1)以下であること。
  - (3) 墓所間に設ける通路の幅員は、規則で定める幅以上であること。
  - (4) 雨水等を有効に排出することができる排水路その他の排水設備が設けられていること。
  - (5) 墓地の規模に応じた管理事務所、便所、給水設備、ごみ集積施設及び駐車場が設けられていること。
- 2 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の形状その他特別の事由がある場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (1) 外壁及び屋根は、耐火構造又は防火構造であること。
  - (2) 換気設備が設けられていること。
  - (3) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造であること。
  - (4) 納骨堂の規模に応じた駐車場が設けられていること。
- 3 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の形状その他特別の事由がある場合において、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。
- (1) 隣接地との境界の内側に障壁、密植した垣根等が設けられ、隣接地との境界が明確にされていること。
  - (2) 火葬炉には、防じん、防臭等について十分な能力を有する装置が設けられていること。
  - (3) 霊安室、収骨室及び残灰庫が設けられていること。
  - (4) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室、便所、給排水設備、ご

み集積施設及び駐車場が設けられていること。

(大津市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則)

第4条 条例第7条第1項第1号に規定する公共施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 病院及び診療所
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項各号に規定する事業を行う施設

2 条例第7条第1項第1号に規定する規則で定める距離は、墓地又は納骨堂にあつては110メートル、火葬場にあつては220メートルとする。

第5条 条例第8条第1項第3号に規定する規則で定める幅は、1メートルとする。